

## 松山港自然災害対策委員会会則

### (名称)

第1条 本委員会は、松山港自然災害対策委員会（以下「委員会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 松山港における台風、津波、発達した低気圧等（以下「台風等」という。）に起因する海難等の災害を未然に防止又は軽減するため、船舶交通の安全確保について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

### (業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 台風等に起因する海難等の災害の発生が予測される場合における、会員等の関係者が措置すべき事項として「松山港自然災害対策措置要領」の策定に関すること。
- (2) 委員会における緊急連絡体制の整備、伝達等に関すること。
- (3) 自然災害防止に必要な事項の協議及び推進に関すること。
- (4) その他、台風等に起因する海難等の災害を防止又は軽減するため必要な事項に関すること。

### (実施事項)

第4条 委員会は、松山港における台風等による海難等の災害を未然に防止又は軽減するために必要な対策を検討し、その結果を松山港長（以下「港長」という）に提示する。

- 2 委員会は、「松山港自然災害対策措置要領」に基づく措置すべき事項の実施の徹底を図る。

(委員の構成)

第5条 委員会は、松山港に関する港湾管理者、海事関係者等の代表者を委員として構成し、会員は、別添「松山港自然災害対策委員会会員名簿」のとおりとする。

(役員)

第6条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名の役員を置く。

- (1) 役員は、委員の互選とし、任期は1年でその再選を妨げない。
- (2) 委員長は、議事、その他会務を統括する。
- (3) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は原則として、年1回開催する。また、委員長は必要があると認めるとき及び港長の要請があったとき、委員を招集し委員会を開催する。  
2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会構成者以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務局)

第8条 本委員会の事務局は、松山海上保安部交通課に置く。

- 2 事務局は、委員会の運営に係る事務を行う。

(補則)

第9条 この会則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が港長等と協議し別に定める。

附則

平成16年12月16日から施行する

平成23年 7月 1日 会則名称変更等の一部改正

平成28年 6月16日 業務等の一部改正